

Ⅲ 健康推進班

1 健康おきなわ 21 の推進

- (1) 健康増進事業
- (2) 栄養改善事業
- (3) 歯科保健事業
- (4) タバコ対策事業
- (5) 地域職域連携推進事業

2 感染症対策

- (1) 結核対策
- (2) 感染症対策

3 その他の疾病対策

- (1) 骨髄提供希望者登録推進事業
(骨髄バンクドナー登録)
- (2) 熱中症

1 健康おきなわ 21 の推進

【法的根拠】

沖縄県では、健康増進法（第八条）に基づき平成 14 年 1 月に「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的とする「健康おきなわ 2010」が策定された。また、平成 20 年 3 月には、前計画の目的を引継ぎ、長寿世界一復活に向けた行動計画「健康おきなわ 21」を策定し、県民一体の健康づくりを推進してきた。その結果、平成 30 年 2 月に公表された平成 27 年都道府県別生命表で、平均寿命は延伸したが、全国順位は、男性が 30 位から 36 位へ、女性は 3 位から 7 位へ順位を下げ、長寿県としての地位は危機的状況にある。さらに令和 2 年都道府県別生命表では、男性 36 位から 43 位、女性 7 位から 16 位と順位を下げている。

こうした状況を踏まえ県では、「2040 年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ 21（第 2 次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定、重点的な取り組み事項として特定健診・がん検診の受診率向上、肥満の改善、アルコール対策を掲げ県民運動を展開しており、北部保健所においても市町村や関係団体等と連携し健康づくりを推進している。

沖縄県健康増進計画

健康増進法
(平成15年5月施行)



健康おきなわ 21（第 2 次）
(平成26年3月策定)

【健康づくりを推進するための 4 つの基本方針】

1. 生活習慣病の早期発見と発病予防・重症化予防
「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「肝疾患」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」
2. 生活習慣の改善
「食生活・身体活動」「休養・こころの健康」「アルコール」「タバコ」「歯・口腔の健康」
3. 生涯を通じた健康づくり
「次世代の健康（乳幼児・学童・思春期）」「働き盛り世代の健康（青壮年期）」「高齢者の健康」
4. 健康を支えるための社会環境の整備（地域力の向上）

連動



【北部保健所の健康づくり事業】

1. 管内市町村健康づくり事業計画等の情報交換会より健康課題の把握と共有
2. 共通の健康課題と解決方法について検討を行う健康づくり担当者会議及び課題解決に必要な研修会等の開催検討
3. 働き盛り世代の健康づくりを検討する地域職域連携推進会議の開催
「健康経営に関する周知広報」「職域保険と市町村国保の連携」
4. 管内における「健康増進事業」「栄養改善事業」「タバコ対策事業」「歯科口腔保健事業」等に関する普及啓発

(1) 健康増進事業

ア 概要

健康増進事業は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づき市町村が行う事業である。この事業は、住民の健康増進に資するものであることから市町村健康増進計画等に位置づけ、計画的に推進することが望ましいとしており、保健所は、市町村がそれらの保健事業を円滑かつ効果的に推進できるように必要な支援及び連絡調整等を行っている。

イ 市町村支援、健康おきなわ 21 推進に関する取り組み

令和元年度のやんばるの健康づくり推進会議において、取り組みテーマを高血圧とした。令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症発生に関する対応や緊急事態宣言の発令等により、推進会議の開催は見送られた。

本庁健康長寿課及び国立循環器病研究センターとの連携により、沖縄県の健康課題が提示された。提示された健康問題から北部管内においても働き盛りを対象としたがん対策、高血圧を含む循環器疾患対策への取り組みが喫緊の課題であることを確認し事業実施することとなった。

ウ 生活習慣病対策 健康づくり週間月間等行事

名称	実施時期	内容
健康増進普及月間 がん征圧月間 食生活改善普及運動	令和 5 年 9 月 13 日	北部地区労働衛生管理推進大会に名護市と協同実施 日時：9 月 13 日 場所：北部会館 3F 参加者：44 事業所 83 名 内容：講話 「がん検診、健診について」 「食生活改善」 「受動喫煙及び歯科保健」
女性の健康づくり週間	令和 5 年 3 月 26 日	名護市商工会女性部を対象に名護市と協同実施 場所：名護市産業支援センター 参加者：14 名 内容：女性の健康づくり習慣に関する講話 「がん」「栄養食生活」 「受動喫煙対策及び歯科保健」

b 令和5年度北部地区労働衛生管理推進大会

日時：9月13日（水）

場所：北部会館

内容：改正健康増進法及び受動喫煙に関する情報提供

対象：建設業関係者等

参加者：約80名

c 飲食店での受動喫煙対策・改正健康増進法等に関する情報提供

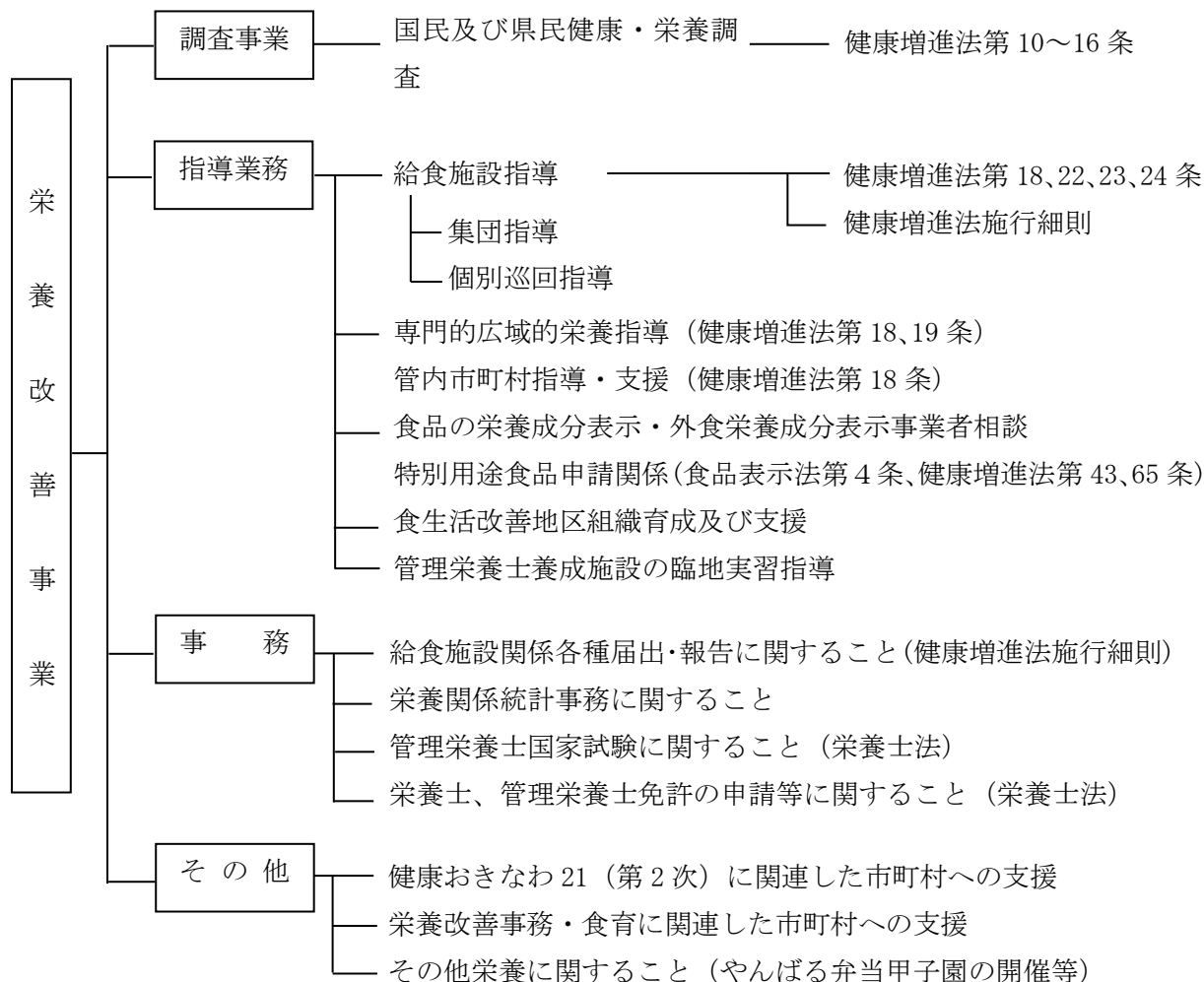
対象：食品衛生協会北部支部窓口来所者443名

場所：食品衛生協会北部支部（北部保健所内）

内容：受動喫煙の健康への影響リーフレット、改正健康増進法に関するチラシ等の配布

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、国民健康・栄養調査及び県民健康・栄養調査の実施、給食施設の栄養管理指導、専門的広域的栄養指導、市町村支援、食品関係事業者等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養実態調査

(ア) 国民健康・栄養調査

国民の健康状態、食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康との関係を明らかにし、健康増進対策等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。（健康増進法第 10～16 条）

(イ) 県民健康・栄養調査

この調査は県民の栄養摂取の状態を把握すると同時に栄養と健康状態との関係を明らかにするために沖縄県が行うものである（5年に1回）。調査結果は県民の栄養改善と健康の保持増進を図るための基礎資料として活用する。

表 1 調査概要

調査年	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成 29 年度	国民	大宜味村屋古	14	31	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査
平成 30 年度～令和 4 年度 該当地区なし					
令和 5 年度	国民	国頭村辺土名	15	26	栄養摂取状況調査 生活習慣調査 身体状況調査

イ 相談・指導業

保健所では難病患者や身体・知的障害者、食物アレルギーなど専門的な栄養指導や食生活支援の相談等を行う。

また、販売に供する食品で栄養に関する表記等は健康増進法や食品表示基準に従い、正しい表示をしなければならないが、その指導・相談等も食品業者に対して行っている。

表 2 相談・指導状況

	個別指導 ・相談	集団指導		栄養成分表示に関する 相談・指導
		回数	延人数	
令和 4 年度	0 件	0 回	0 名	優良県産品等審査 0 件 その他の指導 83 件
令和 5 年度	0 件	0 回	0 名	優良県産品等審査 0 件 その他の指導 72 件

ウ 給食施設指導

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設で特定給食施設に該当しないものをいう。

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施について、必要な指導・助言を行っている。

表 3 給食施設指導状況

令和 5 年度

個別指導		集団指導		
特定給食施設	その他給食施設	開催回数	参加施設数	参加人数
32 件	36 件	0 回	0 施設	0 人

表 4 給食施設の届出状況

令和 5 年度

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	学校	4	5	0	0	0	5	5	0
	病院	1	2	6	27	13	0	0	0
	介護老人保健施設	2	5	2	6	2	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0
	老人福祉施設	1	2	3	5	4	1	2	0
	児童福祉施設	5	5	0	0	0	2	2	15
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1
	寄宿舍	0	0	0	0	0	0	0	0
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	14	20	11	38	19	8	9	16
その他の給食施設	学校	0	0	1	1	1	5	6	0
	病院	0	0	2	2	2	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	1
	老人福祉施設	3	3	0	0	0	2	2	0
	児童福祉施設	0	0	0	0	0	3	3	27
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	3	3	0
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄宿舍	0	0	0	0	0	0	0	2
	矯正施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	1	0
	計	3	3	3	3	3	14	15	30

エ 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法（昭和 22）年法律第 245 号）第 2 条に基づき申請業務を行っている。

表 5 管理栄養士・栄養士免許申請状況

令和 5 年度

管理栄養士			栄養士			合計
新規	訂正	再交付	新規	訂正	再交付	
5	4	0	1	3	1	14

オ 食生活改善地区組織育成

地域住民の健康づくりを推進させるため、栄養に関する知識及び技術を習得した食生活改善推進員が市町村で養成されており、食を通した健康づくり事業や健康おきなわ21の推進等で活躍している。

北部保健所では、食生活改善推進員の資質の向上と地域における健康づくりの推進を図ることを目的に、市町村と連携し支援を行っている。

表6 管内食生活改善推進協議会結成状況

令和5年度

協議会名	会員数	結成月日
名護市食生活改善推進協議会	50名	平成3年1月12日結成

カ ヘルシーメニュー提供の推進

事業名	事業内容
北部地区栄養情報提供店 (くえーぶーかめー店) 登録事業	1. ヘルシーメニュー提供及び登録推奨 ヘルシーメニューを提供する飲食店を増やし、食環境整をはかる事を目的に、食品衛生講習会対象者へ栄養情報提供店の資料を提供 2. 北部地区栄養情報提供店登録数：16店舗 3. 北部地区栄養情報提供店への現況調査を実施
やんばる弁当甲子園 (ヘルシーメニューコンテスト)	目 的：若い世代から食について考え、健康に関心を持ち、健全な食生活が実践できるよう開催する テーマ：私のやんばるヘルシー弁当 対 象：北部管内高校生 応募数：25作品（保健所への選抜応募数） 審査項目： ① 食べる人にとってぴったりサイズを選ぶ ② やんばる産の食材を使う ③ 主食3・主菜1・副菜2の割合に料理を詰める ④ 調理法で揚げ物は1品（油脂の多い料理） ⑤ いろんな野菜を組み合わせで100g以上使用する ⑥ 短い時間で作れるよう工夫する ⑦ 全体を彩りよくおいしそうに仕上げる 入賞作品：最優秀賞（1作品）、優秀賞（2作品）、野菜が主役で賞、食べたい！で賞、パパッと出来る！で賞、弁当づくりチャレンジ賞

(3) 歯科保健事業

歯や口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。「健康おきなわ 21（第2次）における健康づくりを推進するため基本方針の一つである生活習慣の改善項目として「歯・口腔の健康が掲げられている。

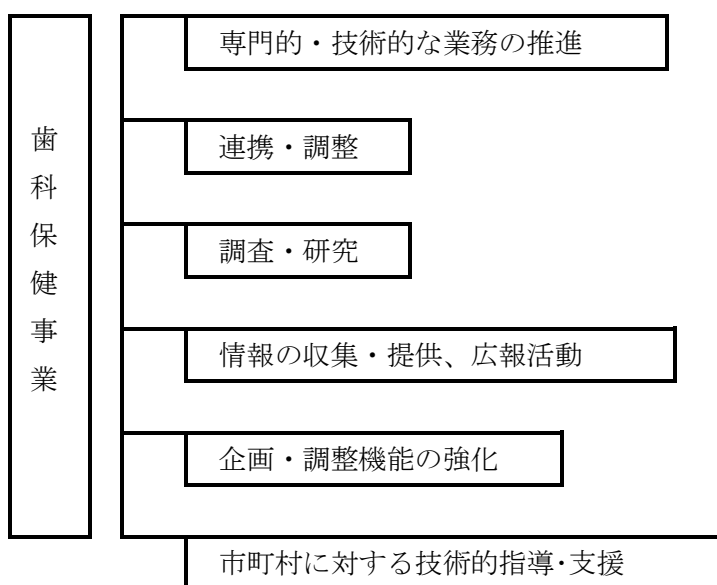
「健康おきなわ 21（第2次）における「歯・口腔の健康」を推進し、地域住民の歯 や口腔の保持増進を目的に歯科保健事業を実施している。

ア 法的根拠：地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

歯科保健業務指針（平成9年3月健政第138号）

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95条）

沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例（平成31年3月30日）



イ フッ化物応用の推進に関する事業

(ア) 歯と口の健康づくり研修会

日時：12月7日（木）13:30～15:00

場所：北部保健所 2階会議室

内容：1) 報告：「保育施設における歯科保健状況調査結果の概要」について

北部保健所 健康推進班 歯科保健担当

2) 講演：「むし歯ゼロへの近道フッ化物洗口」

講師 あさと歯科医院長 歯科医師 安里 忍

対象者：管内保育施設関係者等

参加者：20名

(イ) 保育施設における歯科保健状況調査

目的：管内の保育施設における歯みがきやフッ化物洗口等に関する実施状況を把握し、今後のむし歯予防対策について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

対象：管内保育施設合計 62 施設

(公立保育所 7 か所、私立保育園 35 か所、公立認定こども園 4 か所、私立認定こども園 7 か所、認可外保育園 9 か所)

回答数：60 件

回収率：96.8%

ウ 普及啓発

(ア) 「歯と口の健康週間」パネル展

日時：6 月 5 日～6 月 9 日

場所：名護市産業支援センター

内容：成人期の歯周病予防（歯間清掃用具の利用）、定期歯科健診のすすめ等のポスター掲示及びリーフレットの配布

対象：働き盛り世代

(イ) 歯科口腔保健月間（歯がんじゅう月間）パネル展

日時：11 月 1 日～11 月 9 日

場所：名護市産業支援センター

内容：むし歯予防、歯周病予防に関するポスター掲示及びリーフレットの配布

対象：働き盛り世代

(ウ) 飲食店関係者へ歯周病予防に関するリーフレット等の情報提供

対象：食品衛生協会北部支部窓口来所者：433 名

場所：食品衛生協会北部支部（北部保健所内）

内容：歯周病予防（歯間清掃用具の利用）、定期歯科健診のすすめ等

(エ) 北部管内保育施設へむし歯予防（フッ化物の利用）リーフレット送付

(4) タバコ対策事業

ア 法的根拠

平成 14 年 8 月 2 日「健康増進法」公布。健康増進法第 25 条（受動喫煙の防止）では多数の者が利用する施設を管理する者に、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定。平成 30 年 7 月 25 日「健康増進法の一部を改正する法律」公布。受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響の大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、敷地内禁煙・原則屋内禁煙の措置がとられることになった。

イ 受動喫煙防止対策

(ア) 受動喫煙防止対策研修会

日時：5月18日（木）15:00～16:00

場所：北部保健所 2階会議室

内容：1) 報告：「改正健康増進法の概要及び飲食店の受動喫煙対策状況調査」について

北部保健所 健康推進班 タバコ対策担当

2) 講演：「飲食店における受動喫煙対策について～管理権原者の責務～」

講師（一社）日本労働安全コンサルタント会 沖縄支部

forest 企画株式会社 労働安全コンサルタント 管原 稔 氏

対象者：食品衛生協会北部支部（食品衛生指導員等）及びタバコ対策事業関係者

参加者：15名

(イ) 令和5年度市町村本庁舎における禁煙状況について電話による聞き取り

目的：「令和5年度市町村本庁舎における禁煙状況調査」調査結果を踏まえ管内市町村本庁舎の受動喫煙対策の実施状況を確認し、受動喫煙防止対策の推進を目的に実施。

内容：第一種施設における特定屋外喫煙場所の設置状況及び厚生労働省通知で定める受動喫煙防止に必要な措置について、下記の①～④を確認する。

① 喫煙場所と非喫煙場所を明確に区画

② 喫煙場所であることを認識できる標識の掲示

③ 利用者（非喫煙者）が通常立ち入らない場所に設置

④ 近隣（庁舎外）の建物に隣接していない

対象：管内7市町村（本庁舎の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置）

方法：市町村本庁舎における禁煙状況調査結果（県健康長寿課まとめ）に基づき、電話による聞き取り

時期：令和5年12月～令和6年1月

(ウ) 健康増進法の一部改正に伴い対応を要する業務

平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月から、多数の者が利用する施設では原則屋内禁煙であるが法令で定める要件を満たした喫煙可能室等の設置は可能となる。

a 既存特定飲食提供施設について

改正健康増進法の規定により、既存特定飲食提供施設に限り、経過措置として、「喫煙可能室」の設置が認められている。既存特定飲食提供施設とは2020年4月1日時点で既に営業している飲食店、個人経営または資本金・出資金の総額が5,000万円以下、客席面積100㎡以下の条件全てを満たす小規模の飲食店が該当する。

b 喫煙可能室設置施設の届出（新規／変更／廃止）状況

当保健所では、令和2年3月より届出受付を開始した。既存特定飲食提供施設に該当し、喫煙可能室を設置する場合は、施設の所在地の管轄保健所へ届出が必要である。

令和2年3月～令和6年3月末現在の「喫煙可能室設置施設数」合計 191 件、飲食店全部喫煙 187 件、飲食店一部喫煙 4 件

表7 喫煙可能室設置施設（新規/変更/廃止）届出数

令和5年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変更届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃止届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(エ) 受動喫煙防止対策に関する相談・現地確認等

- a 相談（電話・窓口）：10 件（飲食店関係者）
- b 施設現場確認：1 件（市町村）
- c 指導・助言（来所・電話）：21 件（飲食店関係者）
- d 苦情対応：2 件（アパート住民等）

(オ) 普及啓発

a 世界禁煙デー・禁煙週間パネル展

日時：5月29日～6月2日

場所：名護市産業支援センター

内容：受動喫煙の健康への影響、改正健康増進法にかかる受動喫煙対策等のポスター
掲示及びリーフレットの配布

対象：働き盛り世代

b 令和5年度北部地区労働衛生管理推進大会

日時：9月13日（水）

場所：北部会館

内容：改正健康増進法及び受動喫煙に関する情報提供

対象：建設業関係者等

参加者：83名

c 飲食店での受動喫煙対策・改正健康増進法等に関する情報提供

対象：食品衛生協会北部支部窓口来所者：433名

場所：食品衛生協会北部支部（北部保健所内）

内容：受動喫煙の健康への影響リーフレット、改正健康増進法に関するチラシ等の配布

(5) 地域職域連携推進事業

ア 事業目的

沖縄県は、20～64歳の年齢調整死亡率が男女ともに全国より高い状況が続いてる。

また、職場における定期健康診断有所見率も全国1高い状況が続いており、働き盛り世代の健康悪化が課題となっている。管内においても令和3年の主要死因で生活習慣病といわれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患による死亡の割合は47.7%となっており、生活習慣病の発症リスクを高める喫煙や高血圧、アルコール、肥満などの健康問題がある。

これらのことから働き盛り世代の健康を守ることが重要であり、地域保健及び職域保健が相互の情報交換を行い、連携した保健事業により生活習慣病対策及び生涯を通じた継続的な健康づくりを推進する。

イ 事業内容

a 北部保健所地域・職域連携推進協議会

日時：令和6年1月25日（水）

場所：北部保健所 多目的室

内容：管内健康課題、労働安全衛生法に基づく職場健診結果、管内職場健診受診状況、
職域保険による事後指導の実際等

参加機関：管内市町村健康づくり担当、名護労働基準監督署、
北部地区医師会病院健康管理センター、協会けんぽおきなわ

参加者：21名

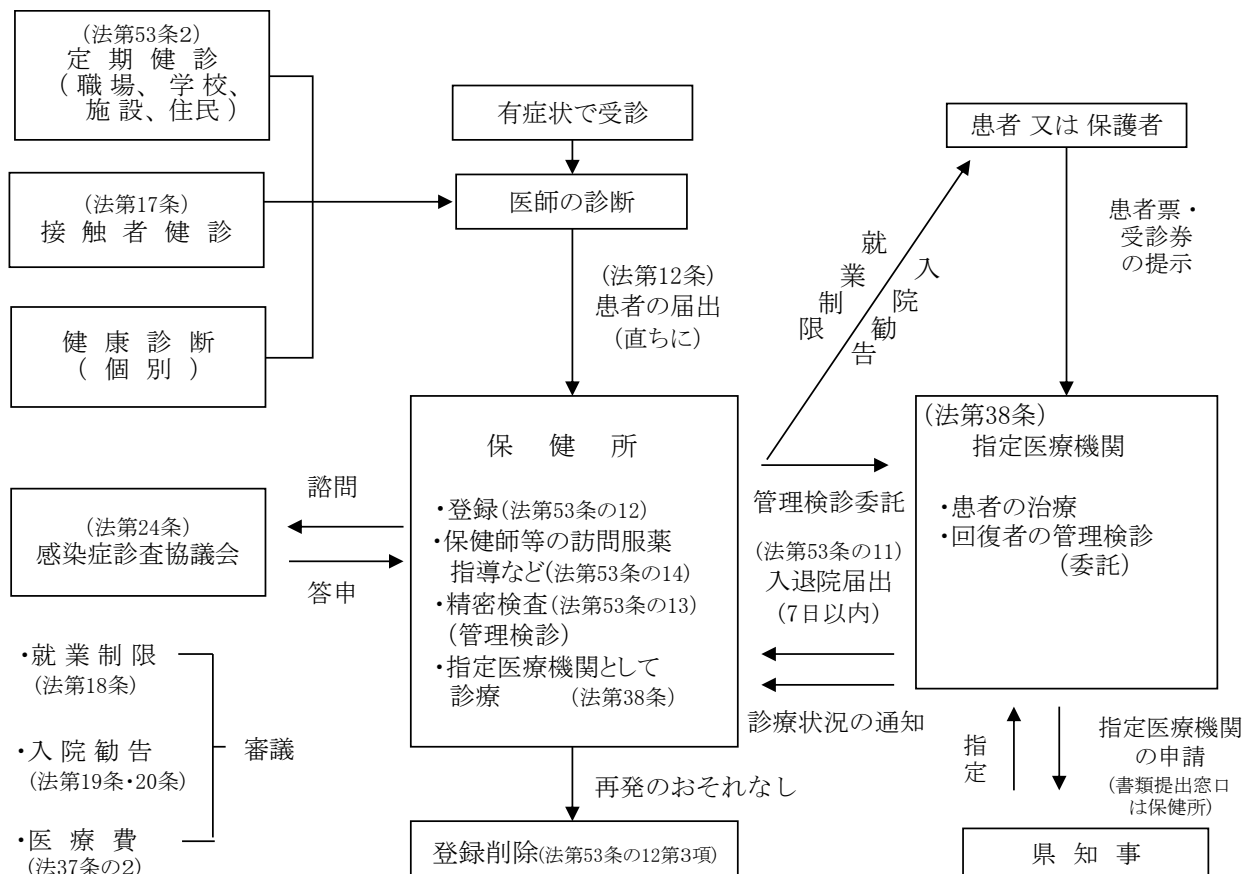
2 感染症対策

(1) 結核対策

ア 感染症法に基づく基本的対策

健康診断	定期 (第53条の2)	事業所の従事者等はその事業者が実施。学生・生徒については学校長が実施。施設（矯正施設、社会福祉施設）の収容者は施設長が実施。それ以外のいわゆる一般住民については市町村が実施。
	接触者 (第17条)	結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（結核患者家族、濃厚接触者等）に対し、結核予防上特に必要があると認められるとき県が実施。
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	医師等による患者の診断時、入退院時の保健所長への届出。
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握。
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防又は医療上必要と認められる者の家庭を訪問し、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行う。
	管理検診 (第53条の13)	結核登録者のうち要観察者、治療状況不明者、治療放置等を対象とした精密検査。
感染防止	就業制限・入院勧告 (第18・19・20条)	感染のおそれのある結核患者への就業禁止、入院勧告。
医療	一般患者に対する医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担。
	入院勧告患者の医療 (第37条)	入院勧告を行った患者に対する医療費の公費負担。

<結核管理フローチャート（結核患者の発見から登録削除まで）>

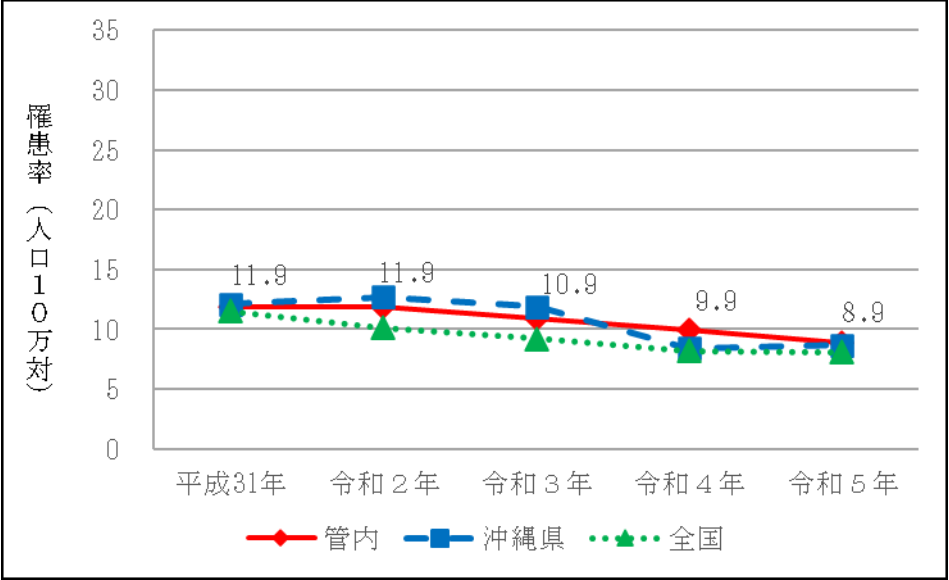


イ 管内の結核の概要

(ア) 罹患率の年次推移

管内における結核の罹患率を過去５年間で比較すると、平成３１年の１１.９（１２人）から年々減少し、令和５年は８.９（９人）となっている。

図１ 結核罹患率の推移（国、県比較）



※「罹患率」…一年間に新たに登録された結核患者数を人口１０万対比で示したもの
（新登録患者数／年１０月１日人口×１０万）

出典：結核発生動向調査

(イ) 新登録者の推移

令和５年の新登録結核患者における「肺結核」が全結核に占める割合は９人中６人（６６.７％）、「肺外結核」が３人（３３.３％）を占めている。

表１ 活動性分類別新登録者

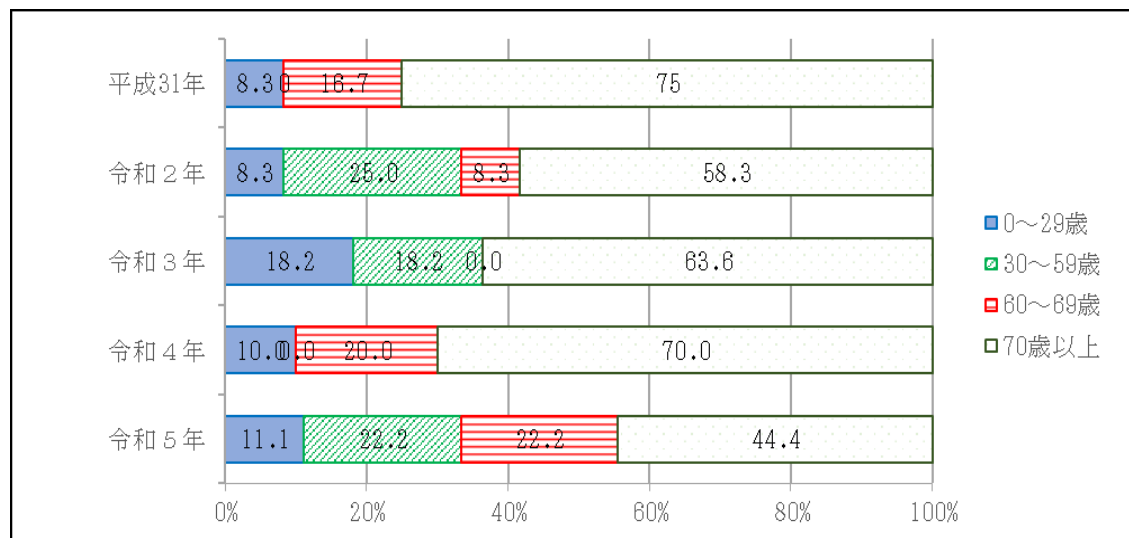
	活 動 性 結 核						(別掲) 潜在性 結核感染症
	総数	肺 結 核 活 動 性				肺外結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹 陽性	その他の 菌陽性	菌陰性 その他		
平成 31 年	12	9	4	5	0	3	3
令和 2 年	12	6	5	1	0	6	8
令和 3 年	11	4	0	4	0	7	8
令和 4 年	10	7	4	3	0	3	15
令和 5 年	9	6	4	1	1	3	16

出典：結核発生動向調査

(ウ) 年齢階級別新登録状況

令和5年の新登録結核患者は、「70歳以上」が44.4%（4人）を占めている。

図2 新登録患者の年齢構成の推移



出典：結核発生動向調査

(エ) 発見動機別新登録状況

結核患者の発見動機は、医療機関受診が5人（55.6%）、他疾患での入院中2人（22.2%）通院中2人（22.2%）と医療機関から多くなっている。

表2 発見動機別新登録者数

	個別 健康診断		定期検診		接触者 健診		医療機関						計	
							受診		他疾患 入院中		他疾患 通院中			
	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)	人	(%)		
平成31年	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(66.7)	2	(16.7)	2	(16.7)	12	(100)
令和 2 年	1	(8.3)	1	(8.3)	0	(0.0)	5	(41.7)	3	(25.0)	2	(16.7)	12	(100)
令和 3 年	0	(0.0)	1	(9.1)	0	(0.0)	7	(63.6)	1	(9.1)	2	(18.2)	11	(100)
令和 4 年	0	(0.0)	1	(10.0)	0	(0.0)	4	(40.0)	4	(40.0)	1	(10.0)	10	(100)
令和 5 年	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(55.6)	2	(22.2)	2	(22.2)	9	(100)

出典：結核発生動向調査

(カ) 市町村別新登録患者数

表 3 市町村別新登録者数（人）

	名護市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村	本部町	伊江村	伊平屋村	伊是名村	計
平成31年	7	0	0	0	2	2	1	0	0	12
令和2年	5	1	1	0	2	2	1	0	0	12
令和3年	5	1	2	0	2	1	0	0	0	11
令和4年	7	0	0	1	0	2	0	0	0	10
令和5年	5	0	0	0	1	2	1	0	0	9

出典：結核発生動向調査

ウ ハイリスク者対策

(ア) 結核健康診断（接触者健康診断）

結核健康診断は、感染性の結核患者と接触があり、結核感染の可能性が高い家族・接触者等に対して保健所が実施。

表 4 結核健康診断（接触者健康診断）実施状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

		対象者数	受診者数		受診率	健診結果	
			実数	延数		結核登録	潜在性結核感染症
家族、その他		23	23	23	100%	0	4
集団	一般病院・精神病院	4	4	4	－	0	0
	老人・福祉施設等	7	7	9	－	0	0
	職場・学校等	0	0	0	－	0	0
合計		34	34	36	100%	0	4

※「家族、その他」…結核患者の家族、同居者、友人等の個人単位の対象者

「集団」…施設長宛に依頼文を出して健診を実施している対象者（施設職員等）

エ 啓発活動

結核に関する正しい知識の普及啓発を図り、地域全体の感染予防対策を推進・強化することを目的にパネル展示等を実施。

結核予防週間（9月24日～30日）

表 5 結核予防週間実施状況

実施期間	内容
令和5年9月24日～30日	・パネル展・パンフレット配布（イオン名護店） ・ポスター掲示（保健所内） ・管内医療機関へポスター掲示依頼

(2) 感染症対策

ア 感染症対策の概要

平成 11 年 4 月に施行された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、管内の市町村や医療機関と連携し、発生予防、蔓延防止、知識の普及啓発と人権への配慮、緊急時の連絡体制の整備等を行っている。

イ 感染症発生動向調査

感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するオンラインシステムにより、感染症の流行状況を把握し、予防対策の確立を図っている。

(ア) 全数把握

感染症法の対象疾患が発生した場合、診断を行った医師は、1 類～4 類感染症の場合直ちに、5 類の全数把握疾患は 7 日以内に（侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しん、風しんの 3 疾病は直ちに）保健所への届出義務がある。北部保健所管内における全数把握の感染症の主な発生状況については、表 6 のとおりである。

表 6 感染症発生状況 年度別推移（全数把握分）

疾患名		平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	計
3類	腸管出血性大腸菌感染症	1	7	1	0	2	0	0	0	11
	レプトスピラ症	9	0	4	1	0	1	2	1	18
4類	レジオネラ症	1	4	4	2	2	3	0	2	18
	日本紅斑熱	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	梅毒	0	1	0	0	0	3	9	4	17
5類	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	1	2	0	0	0	0	0	4
	麻しん	0	0	23	0	0	0	0	0	23
	破傷風	0	2	0	1	0	0	0	0	3
	百日咳	0	0	0	1	0	2	0	1	4
	後天性免疫不全症候群	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5	9	1	0	0	0	0	2	17
	侵襲性肺炎球菌感染症	0	3	4	8	3	2	4	10	34
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	0	2	0	0	0	2
	急性脳炎	0	1	0	1	0	0	1	0	3
	ジアルジア症	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	指定感染症/新型コロナウイルス感染症				0	691	1924	25380	79	28074

※上記疾患名については、全数把握の感染症のうち近年報告のあった疾患のみを抜き出している。

(イ) 定点把握

管内では、小児科 3 定点、インフルエンザ 5 定点、眼科 1 定点、基幹 1 定点、性病 1 定点から、情報を収集して報告している。これらの定点医療機関に加え 2 カ所の管内協力医療機関からの報告を集計、解析した情報を還元している（表 7）。

令和 4 年度の発生状況を図 3（インフルエンザ）及び図 4（その他の疾患）に示す。令和 2 年度～令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、例年より発生報告が少ない。

図3 インフルエンザの発生状況

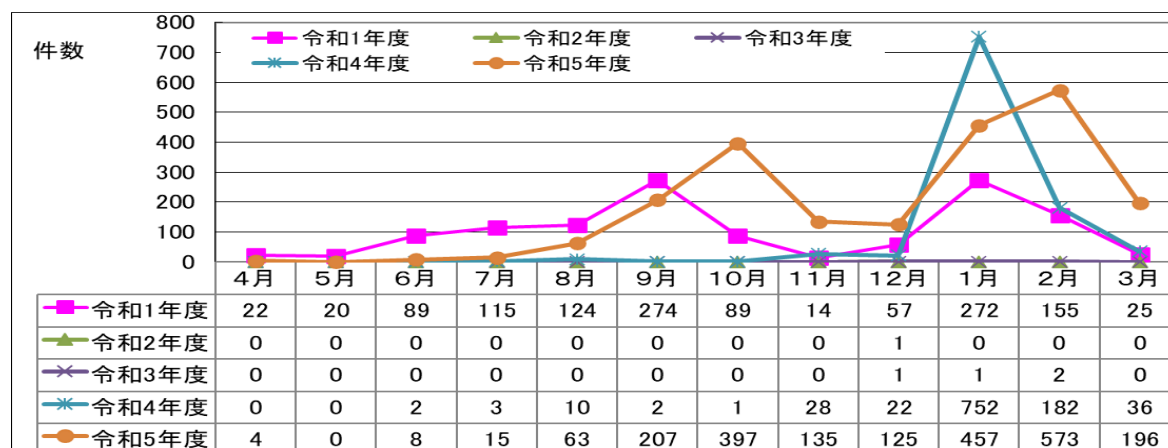


図4 主な疾患の発生状況

令和5年度

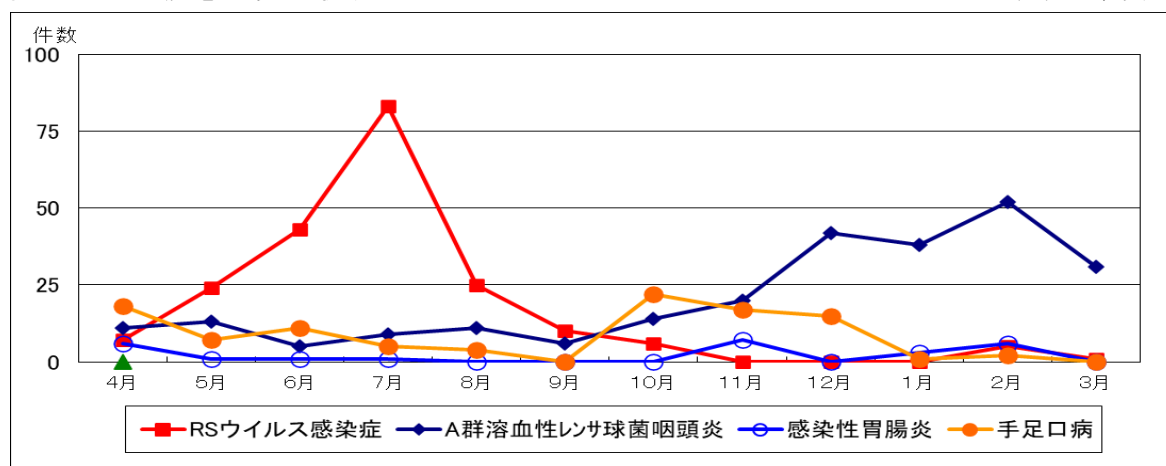


図5 新型コロナウイルス感染症の月別定点あたり報告数

令和5年度

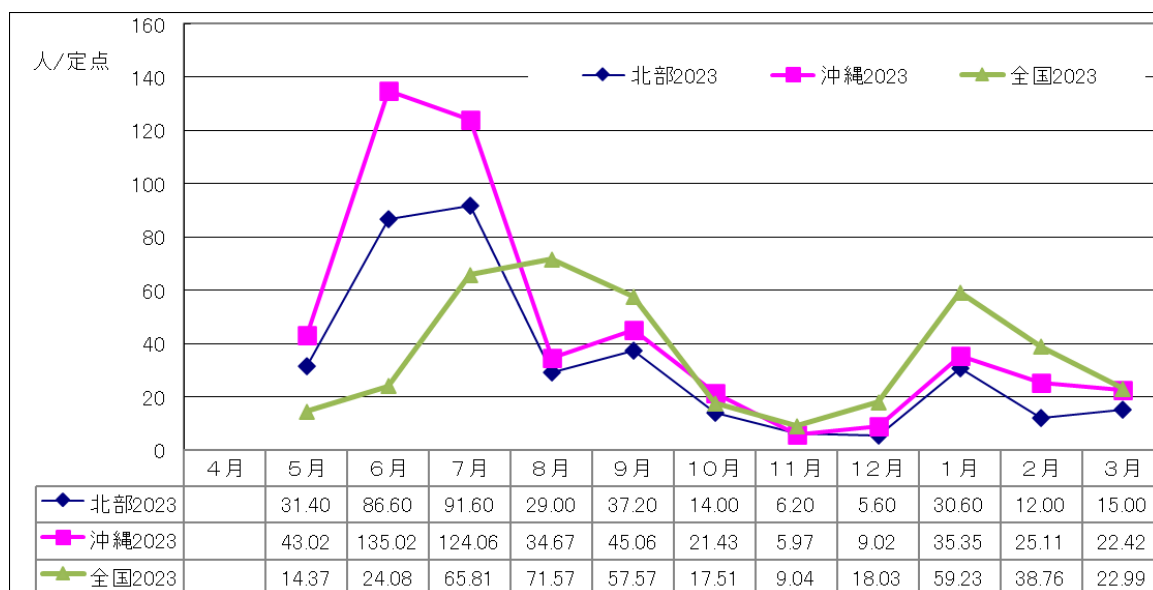


表 7 令和 5 年度感染症発生動向調査月別報告状況(定点+協力医療機関) 単位: 件数

疾患別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
RSウイルス感染症	7	24	43	83	25	10	6	0	0	0	5	1	204
インフルエンザ	4	0	8	15	63	207	397	135	125	457	573	196	2180
咽頭結膜熱	0	1	1	4	9	38	53	108	44	8	9	7	282
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	11	13	5	9	11	6	14	20	42	38	52	31	252
感染性胃腸炎	6	1	1	1	0	0	0	7	0	3	6	0	25
水痘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
手足口病	18	7	11	5	4	0	22	17	15	1	2	0	102
伝染性紅斑	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
突発性発疹	1	1	0	1	0	1	2	0	2	0	0	1	9
ヘルパンギーナ	1	0	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	7
流行性耳下腺炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
流行性角結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	1	1	1	4	1	0	2	3	0	13
クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性器クラミジア感染症	0	0	2	2	3	0	3	0	6	3	3	2	24
性器ヘルペスウイルス感染症	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
尖形コンジローマ	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	3	0	6
淋菌感染症	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	1	2	7
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0	0	7	3	4	3	3	3	4	3	30
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス	-	157	433	458	145	186	70	31	28	153	60	75	1796

ウ エイズ対策

(ア) 法的根拠

平成元年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、沖縄県は「沖縄県 HIV 及び性感染症検査・相談事業実施要領」に基づき HIV についての知識の啓発、検査体制の確保・充実に取り組んでいる。また、平成 11 年には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」へ統合された。

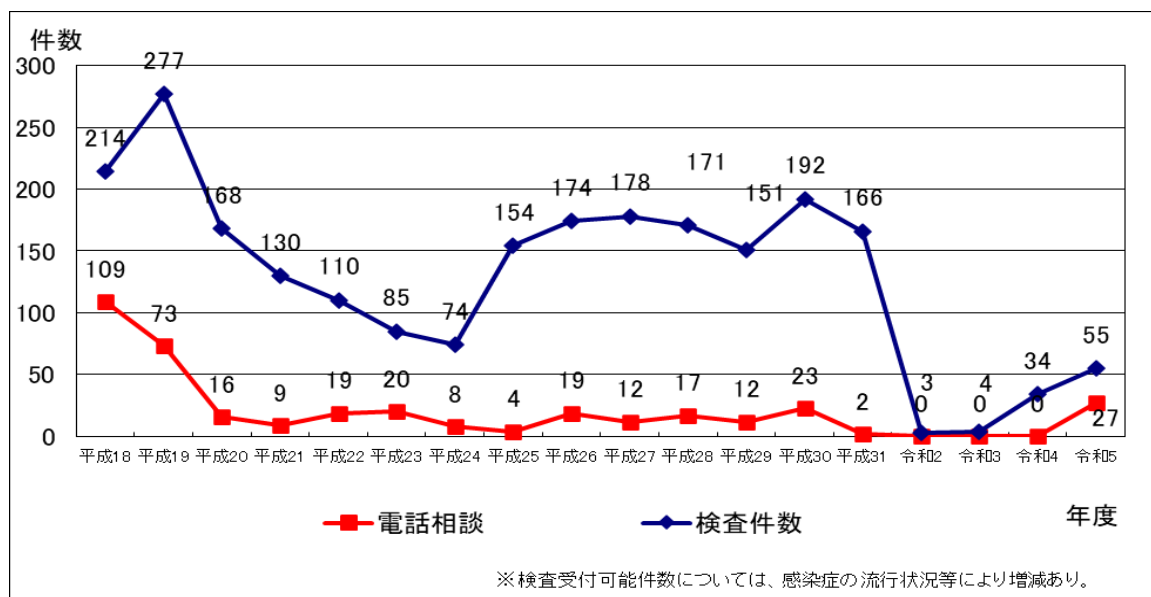
(イ) 事業内容

a 保健所における HIV 検査・相談の実施

昭和 62 年から保健所において HIV 検査・相談事業を無料、匿名で実施。

平成 17 年度から即日検査（1 回／週）を開始、一般健康診断業務を廃止した平成 20 年度から即日検査日を拡充（2 回／週）していた。また、HIV 検査普及週間、世界エイズデーには臨時の検査及び相談の機会を設けている。

図6 エイズ電話相談・HIV 検査件数の推移



地域保健事業報告より

HIV 検査件数は、平成 19 年度までは一般健康診断受診者の利用もあり 200 件を超えていた。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大時には検査体制を縮小せざるを得ない状況となった。新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月に 5 類相当となったことから、6 月以降は即日検査を 2 回/月の頻度で実施している。

また現在は、クリニック等での匿名検査が行われているなど、様々な検査機会が設けられている。

b HIV 啓発普及事業

令和 2 年度から令和 4 年度の間は、新型コロナウイルス感染症対策強化のため啓発活動は実施できていなかったが、令和 5 年度より再開している。6 月の HIV 検査普及週間、12 月の世界エイズデーの年 2 回、若年層や一般の方を対象とした、学校や商業施設等でのパネル展示や啓発グッズの配布等を行っている。

エ 性感染症対策

性感染症に関する相談を来所又は電話にて随時受け付けている。受検者は HIV 検査との同時受検を希望される事が多い。また、性感染症予防、正しい知識の普及啓発活動を HIV 対策の啓発普及事業と併せて行っている。

表 8 性感染症検査件数

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
クラミジア	134	2	4	32	50
梅毒	146	3	4	35	50

オ ウイルス性肝炎対策

(ア) 肝炎治療促進事業（肝炎治療費助成事業）

本事業は、肝炎患者の経済的負担を軽減し治療の促進を図ることにより肝硬変、肝がんの発症を予防することを目的としている。

沖縄県では平成 20 年度からインターフェロン治療について、医療費の一部公費負担を始め、平成 22 年度より B 型肝炎における核酸アナログ製剤治療、平成 23 年度からは B 型肝炎のペグインターフェロン単独療法、C 型肝炎の代償性肝硬変に対する 2 剤併用療法、C 型肝炎に対する 3 剤併用療法が医療費助成対象となっている。平成 26 年度からはインターフェロンフリー治療についても追加された。

表 9 肝炎治療受給者数

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
B 型肝炎	54	58	59	65	68
C 型肝炎	7	2	3	1	1

(イ) ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

本事業は、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的としている（平成 27 年 6 月 1 日より施行）。令和 5 年度末のフォローアップ対象者は 4 名である。

(ウ) 肝炎相談・検査事業

肝炎の早期診断を目的とした肝炎ウイルス検査・相談を実施している。

表 10 肝炎検査実施件数

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
B 型肝炎	108	4	1	10	39
C 型肝炎	29	3	0	2	19

カ 予防接種

本事業は、予防接種に関する正しい知識の普及、接種率の向上を目指し、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止することを目的としている。

保健所は、「予防接種法」に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

3 その他の疾病対策

(1) 骨髄提供希望者登録推進事業(骨髄バンクドナー登録)

ア 根拠

- (ア) 平成 6 年 9 月 29 日付健医発第 1096 号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」
- (イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」(平成 7 年 7 月 1 日施行)

イ 目的

骨髄提供希望者が登録しやすい環境を整備するため、保健所で登録受付業務を行い、骨髄提供者の確保を図ることを目的とする。

ウ 登録受付業務内容

- ・骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明を行う。
- ・本人の了解を得て、採血を行う。毎月第 2・4 火曜日午前中(予約制)に実施。
- ・採血した血液を沖縄県赤十字血液センターへ搬送する。

エ 主な登録の要件

- (ア) 骨髄提供の内容を十分に理解している方
- (イ) 骨髄提供希望者(ドナー)登録できる年齢:18 歳以上 54 歳以下
骨髄を提供できる年齢:20 歳以上 55 歳以下
- (ウ) 体重は男性 45k g・女性 40k g 以上
ただし、血圧や病気の既往歴などによっては登録できないこともある。

オ 登録受付状況

表 1 年度別登録件数

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録件数	1	0	1	1	2

移動献血車でも骨髄ドナー登録が可能なこともあるため、保健所における登録件数は少ない状況である。

(2) 熱中症

沖縄県では、「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県内 23 の定点医療機関の協力を得て、毎年 6 月から 9 月までに発生した熱中症の発生報告を収集していた。令和 3 年度から「熱中症警戒アラート」が全国で運用され効果的な情報配信がなされていることから、発生動向の把握方法が変更され、令和 4 年度に医療機関からの情報収集は廃止となった。

現在は、予防対策の普及啓発を実施している。